

平成十九年十月十九日受領
答弁第一〇七号

内閣衆質一六八第一〇七号

平成十九年十月十九日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員江田憲司君提出自衛隊補給艦「ときわ」から間接給油を受けた後の米空母「キティホーク」の行動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員江田憲司君提出自衛隊補給艦「ときわ」から間接給油を受けた後の米空母「キティホーク」の行動に関する質問に対する答弁書

一について

米国防省の説明によれば、米空母キティホークは、平成十五年二月二十八日の夜、南方監視作戦を支援するためペルシャ湾北部に到着したとされているが、これは、同日の夜から直ちに米空母キティホークが南方監視作戦に従事したことを意味するものではないことを米側に確認している。

二について

御指摘の「一日の標準的燃料消費量」がどのように算出されたのかについては、政府として確たることを承知しておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。なお、平成十五年当時、米空母キティホークの燃料消費量に関し、一日当たり約二十万ガロンである旨を米側に確認しているところである。

三及び四について

米軍の運用に係る事項については、その詳細が明らかにされているものではないと承知しているが、米側は、平成十五年二月二十五日から二十八日までの三日間について、米空母キティホークが不朽の自由

作戦を支援する任務を行ったことを公式に明らかにしている。一般に、陸上における作戦を支援するため、にどのような場所に空母を展開させるかについては、その時々々の作戦上の所要によるものと承知しており、また、米国空母キティホークがペルシヤ湾で不朽の自由作戦を支援するために「海面搜索監視統制」その他の海上における任務を行ったことは、米側も公式に明らかにしているところであり、不朽の自由作戦に關して米国空母キティホークがペルシヤ湾に展開したとしても不自然とは言えないと考えている。また、米国空母キティホークがホルムズ海峡を通過する際に三十三ノットの高速度で相当の時間、航行していたことを含め、米国空母キティホークの航行速度については、米国空母キティホークの航海日誌に明記されている。御指摘の石破防衛大臣の答弁は、これらを踏まえてなされたものである。

五について

御質問の趣旨が必ずしも明らかではないが、平成十九年十月十日の衆議院予算委員会での石破防衛大臣の答弁は、我が国が米国補給艦に補給した燃料について、少なくとも補給相当分が平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に

関する特別措置法（平成十三年法律第百十三号）の趣旨に沿って適切に使用されている旨を答弁したものである。この点は、米側も、「補給艦ペコスがキティホークに給油した六十七万五千ガロンが直ちに使用されたと仮定する」と説明しているところである。

六について

御指摘の年次報告書の記述の趣旨について政府としてその詳細を承知していないが、一般に、年次報告書は、その艦船が一年間を通じて達成した任務を分かりやすく広報する目的で記述されるものであり、すべての任務や活動が網羅的かつ正確に記載されるというような性格のものではないと承知している。いずれにせよ、米側は、当該年次報告書の記述を承知した上で、平成十五年二月二十五日から二十八日までに、米空母キティホークが不朽の自由作戦を支援する任務を行ったことを公式に明らかにしているところである。

七について

一般に、米国は、米軍の作戦行動上の安全にかかわる文書については開示できないとの立場であると承知している。いずれにせよ、米側は、平成十五年二月二十五日から二十八日までについて、米空母キティ

イホークが不朽の自由作戦を支援する任務を行ったことを公式に明らかにしているところである。